訪問介護事業所黒潮:介護

サービス利用料及び利用者負担

市町村から交付される介護保険負担割合証に基づき、下記料金に対し自己負担額をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

【利用料金】 1割負担の場合

(単位)

	20分未満		30分~1時間	1時間~1時間30分	30 分毎
		未満	未満	未満	
身体介護	166	249	395	577	83

*生活援助加算=25分毎に66単位(身体介護から引き続き行った場合)

(単位)

		· · ·—
	20~45分	45 分以上
生活援助	182	224

【加算料金】

- *早朝(午前6時から午前8時)夜間(午後6時から午後10時)は25%加算。
- *深夜(午後10時から午前6時)50%を加算
- *やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- *初回加算=200单位
- *緊急時訪問介護加算=100単位/回
- *サービス提供地域外加算(四万十市以外の方)=所定単位数に100分の5を加算
- *生活機能向上連携加算(Ⅰ)=100単位
- *生活機能向上連携加算(Ⅱ)=200単位
- *介護職員処遇改善加算(I)=算定単位数の1000分の137加算

訪問介護事業所黒潮:総合事業(四万十市)

サービス利用料及び利用者負担

市町村から交付される介護保険負担割合証に基づき、利用者負担額をお支払いいただきます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担
訪問型独自サービス I (1 月につき)	週 1 回程度の訪問型サービスが必要とされた者	11,720円/月	1,172円
訪問型独自サービス II (1 月につき)	(事業対象者・要支援 1)週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者(事業対象者・要支援 1)	23,420円/月	2,342 円
訪問型独自サービスⅢ (1 月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (要支援2)	37,150円/月	3,715円
訪問型独自サービスIV (1 月につき)	1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 (事業対象者・要支援1)	2,670/0	267円
訪問型独自サービスV (1 月につき)	1 月の中で全部で5回~8回のサ ービスを行った場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2,710/回	271円
訪問型独自サービスVI (1 月につき)	1月の中で全部で9回~12回の サービスを行った場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2,860/0	286円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

- *初回加算=月200円
- *生活機能向上連携加算=月100円(3ヶ月まで)
- *介護職員処遇改善加算(I)=算定単位数1000分137

訪問介護事業所黒潮:総合事業(黒潮町)

サービス利用料及び利用者負担

市町村から交付される介護保険負担割合証に基づき、利用者負担額をお支払いいただきます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)
訪問型独自サービスⅣ	1月の中で4回までのサービスを 行った場合	2,670円/回	267円
訪問型独自サービスⅤ	1月の中で5回~8回のサービス を行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,710円/回	271円
訪問型独自サービスⅥ	1月の中で9回~12回のサービ スを行った場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2,860 円/回	286円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

- *初回加算=月200円
- *生活機能向上連携加算=月100円(3ヶ月まで)
- *介護職員処遇改善加算([)=算定単位数1000分137
- *サービス提供地域外加算(四万十市以外の方)=所定単位数に100分の5加算

訪問介護事業所黒潮:障害福祉サービス

利用者負担額

身体介護	サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対
家事援助	象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合に
外出介護	は、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割(定
口带生活士拉	率負担)を事業者にお支払いいただきます。減免が適用され
日常生活支援	る場合には、減免後の金額となります。

*初回加算 =月200円

*緊急時対応加算 =1回100円(月2回限度)

*特別地域加算 = 所定単位数の100分の15加算

(2人対応が必要な場合)

1人の生活支援員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと

2人の生活支援員でサービスを提供した場合は、2倍の負担額を頂きます。

(利用者負担額の上限等について)

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて 4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	利用者負担金	
生活保護	生活保護受給世帯	O円	
低所得	市町村民税非課税世帯 *注1	O円	
一般1	市町村民税課税世帯 *注2	9, 300円	
一般2	市町村民税課税世帯 上記以外	37, 200円	

*注1 世帯で300万以下の世帯

*注2 所得割が16万以下の世帯